

特集2：音楽療法のエスノメソドロジー

堀田 裕子

愛知学泉大学

hotta@gakusen.ac.jp

Foreword for Special Feature 2

HOTTA Yuko

Aichi Gakusen University

1 問題の背景

1986（昭和61）年、日本バイオミュージック研究会が設立されたことを契機に、日本における音楽療法史は本格的に始まったと言えよう。それから約30余年が経った現在、音楽療法士はいまだ国家資格ではなく、複数の団体が認定している資格である。たとえば、一般社団法人日本音楽療法学会が認定する「認定音楽療法士」、全国音楽療法士養成協議会が認定する「音楽療法士（専修，1種，2種）」のほか、「メンタル心理ミュージックアドバイザー」（日本メディカル心理セラピー協会）や「音楽療法カウンセラー」（日本インストラクター技術協会）など、複数の資格種類と認定団体がある。また、兵庫県の「兵庫県音楽療法士」のように、独自に資格認定している地方自治体もある。

そして、音楽療法にはじつに多様な形態がある。たとえば、音楽療法士が演奏しクライアントがそれを聴く「受動的（受容的）音楽療法」とクライアントが演奏する「能動的音楽療法」。用いられる楽器もさまざまで、ピアノやバイオリンのほか、打楽器が用いられることもある。また、クライアントが手拍子や歌唱で音楽活動に参加することもある。また、集団療法も個人療法もあり、実施場所も施設や療養者宅などとさまざまである。

ところで、現在市販されている音楽CDには、表題に「セラピー」や「癒し」といった言葉が掲げられているものや、直接的に「音楽療法」を冠するものもある。また、「ストレス発散」といってカラオケを楽しんだり、「気分転換」といって音楽を聴いたりすることも、現代人のごく日常的な行為であろう。であるならば、これらの音楽鑑賞やカラオケといった音楽に関連する日常的諸活動が、「音楽療法」、あるいは「音楽療法士」による「音楽療法」と異なる点はどこにあるのだろうか。

本特集は、こうした問いに応えようとする一つの営為である。

2 二論文の概要

本特集における二論文は、いずれも音楽療法場面ならではの出来事を扱ったビデオ・エスノグラフィーである。両論文ともその対象場面は在宅療養における音楽療法で、第一論文は「能動的音楽療法」、第二論文は「受動的（受容的）音楽療法」を扱っている。だが、

両論文はともに、「受動的／能動的」という表現に限られないような、音楽療法における豊かな相互行為を記述している。

第一論文「音楽療法の相互行為秩序に関する考察——かみ合わないセッションのシーンを中心に」では、「トラブル」として映る場面——かみ合わないセッションの場面——を取り上げながら、音楽療法の相互行為秩序とその意義が考察されている。音楽療法場面にはある種の「IRE 連鎖」を見出すことができ、音楽療法士の主導下で一定の形式を踏まえた実践が求められる。だが実際には、その主導権をクライアントが奪取しようとするなど、クライアントと音楽療法士との間で生き生きとした相互行為が為されている。また、音楽療法士の伴奏に合わせて演奏（歌唱）する経験が「転調」（modulation）の概念を用いて考察されており、カラオケや音楽鑑賞とは異なる音楽療法ならではの意義が探究されている。

第二論文「音楽療法のビデオ・エスノグラフィー ——療養者のブリコラージュとしてのメロディー対応型手拍子」では、まさに「受動的」とも「能動的」とも見ることのできる、ある音楽療法場面が描かれている。気管切開し「歌う」ことができない療養者が、音楽療法士の演奏に合わせてリズムに合わせて手拍子を打ちながら「聴く」。ところが、やがてその手拍子は一見すると乱れていく。リズムに同期しなくなっていくのである。だが、手拍子の変化は、療養者がブリコラージュ的にメロディーに合わせたもの——すなわち「メロディー対応型手拍子」——への変化であり、かつて「歌う」ことができた身体的記憶のなかで、療養者はまさに手拍子で「歌って」いるのではないかと筆者はとらえる。

3 経験的社会学へ

先日、ある企業が被験者の私生活を1か月間にわたってビデオ撮影するという社会実験を企画し、話題となった。個人情報保護の問題や倫理上の問題を解決すること、未然に防ぐことの重要性は強調してもしすぎることはないが、こうした情報へのニーズがあることは事実である。そして、トップダウン的な思想では得ることのできない生活者の創造性を探究できる可能性があるという点では、非常に興味深い実験であろう。

本特集の二論文も、一部ではまだ十分に理解されているとは言い難い音楽療法というケアについて、その意義だけでなく、現場においてこそ見出すことのできる当事者たちの創造性をも示すものとなっている。第二論文における次の文章は、本特集の前書きを締めくくるにふさわしい。

……このように観察に基づいて人々の意味創造と文化創造を確認していくことを丁寧に進めていくのならば、トップダウン的社会学観を相対化する経験的社会学が築き上げられていくことになるだろう。

現場で起こっている出来事をつぶさに記述し経験的社会学を築き上げようとする試みとしても、二論文をご高覧いただければ幸いである。

【編集後記】 『現象と秩序』第 11 号をお届けします。今号より編集長が交代しました。とはいえ、編集作業については右も左もわからない状況であるため、編集作業自体は前編集長の主導下でおこないました。前編集長および編集委員、編集幹事、編集・印刷協力をいただきました皆様の多大なるお力添えに、ここに感謝の意を表したいと思います。

さて、今回は、2つの特集（各2本）と2本、合わせて6本の論考が収録されています。

第1特集「学問の不可視の前提を外して研究しよう」では、第17回福祉社会学会における同テーマの報告を、論考の形にさせていただきました。「普段気づかれないこと」、とりわけ「業界の常識」といった「不可視の前提」に縛られていて気づかれないこと、あるいは気づかないようにしていたことを明るみにしていくことは、生活者のリアリティに沿った学問の確立にとって重要な作業だと思われま

す。第2特集「音楽療法のエスノメソドロジー」では、両論考とも音楽療法場면을撮影したビデオデータを扱っています。拙稿の話で恐縮ですが、データを見ているうちに次々と新たな気づきが生まれ、当初書こうと思っていた内容とは全く異なるものになってしまいました。しかし、これこそが、データから理論をつくり上げる過程なのだろうと感じています。

昨今、量的データには表れえない、質的データへの関心が高まりつつあります。第2特集の前書きにも記しました私生活データへの関心は、「気づかれていないこと」あるいは「気づかなくてもいいと思われていたこと」への関心です。こうした生活環境データは、身体化されているがゆえに、当事者にとって言語化しづらいデータでもあります。それを記述していくスキルは、社会調査教育において今後より重視されるべきではないでしょうか。

ご意見やご要望、また、今後の特集に関するご提案等ございましたら、下記の編集室までお知らせくださいますと幸いです。今後とも『現象と秩序』をよろしく願いたします。

(Y.H.)

『現象と秩序』編集委員会（2019年度）

編集委員会委員長：堀田裕子（愛知学泉大学）

編集委員：檜田美雄（神戸市看護大学）、中塚朋子（就実大学）

編集幹事：尾崎友祐（神戸市外国語大学）

編集協力・印刷協力：村中淑子（桃山学院大学）

『現象と秩序』第 11 号 2019 年 10 月 31 日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 檜田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074（檜田研）， e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>